

様式第1号

介護保険住宅改修費受領委任払に係る取扱承諾書

年 月 日

(あて先) 川口市長

(申請者) 住所

事業者名称

代表者氏名

川口市の被保険者 \_\_\_\_\_ 様 (以下「甲」という。) の介護保険制度における住宅改修費の支給について、下記の事項を遵守し、受領委任払の取扱いに応じることを承諾します。

記

(基本的事項)

- 1 住宅改修等の提供に関しては、関係法令、通達、及び川口市の要綱等を遵守すること。
- 2 住宅改修を行う甲が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、甲の心身の状況・意思・及び人権を尊重し、常に甲の立場に立った適正な住宅改修に努めること。
- 3 住宅改修を行うにあたっては、川口市、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

(受給資格の確認等)

- 4 甲から、当該住宅改修について川口市介護保険住宅改修費受領委任払にて取り扱うことを求められた場合には、甲の提示する介護保険被保険者証によって川口市の被保険者であること、また、要介護認定又は要支援認定を受けていること、さらに給付制限を受けていないことを確認すること。

(見積書等の発行)

- 5 住宅改修についての見積書を発行する際には、住宅改修の内容・施工場所・商品名・商品番号等や改修に要する費用、事業所名及び連絡先等を明記して、甲に十分説明したうえで発行すること。また、甲より保険給付を受けるために必要な書類等の交付を求められたときは、無償で交付すること。

(見積書の内容変更)

- 6 当該住宅改修に関する見積書の記載内容に変更が生じた場合には、すみやかにその変更の内容を甲に連絡すること。また、改めて川口市に対して介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修事前承認申請書及び変更後の見積書の提出を行うよう説明すること。

(住宅改修の施工)

- 7 甲より介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修事前承認決定通知書を受領した旨の連絡があった場合、川口市から承認された内容の住宅改修を行うこと。また、施工するにあたっては、十分に説明を行い、快適な環境となるよう施工すること。

(自己負担の受領)

8 住宅改修費については、保険給付分を除いた自己負担額の支払いを甲より受けるものとし、これを減免し又は超過して費用を徴収しないこと。また、工事完了及び自己負担金の受領後、甲へ領収書及び住宅改修費工事内訳書等を発行すること。

(記録の整備)

9 川口市介護保険住宅改修費受領委任払による住宅改修に関する記録を整備し、住宅改修完結の日から2年間保存すること。

(指導・調査等)

10 市長が必要と認める住宅改修の支給に関して指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、直ちにこれに応じること。

11 関係法令、通達、本市の要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

(苦情処理等)

12 甲から苦情又は相談があった場合、甲の状況を詳細に把握する必要があるときは、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、甲の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。

(賠償責任)

13 住宅改修の施工に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、甲の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、甲に対してその損害を賠償すること。

(秘密保持)

14 事業所の職員は、業務上知り得た甲及びその家族の秘密を保持すること。また、職員であった者に、業務上知り得た甲及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とすること。

(その他)

15 事業者はこの取扱承諾書の写しを甲に交付し事業者も写しを保管すること。